

議会改革調査特別委員会最終報告

議会改革調査特別委員会の最終報告をいたします。

当委員会は、令和4年第2回臨時会において、設置された特別委員会であります。これまでの間、18回に亘り委員会を開催し、諸課題について検討を重ねてまいりましたが、一定の結論が得られましたので、本日、最終報告を行うものであります。

当委員会では、はじめに具体的な検討項目を確定するため、全議員にアンケートを実施し、検討項目を精査いたしました。その結果、「政治倫理・資質の向上」、「議員定数の見直し」、「議会のデジタルトランスフォーメーションの推進」、「議員の人材確保」の4項目について調査検討することといたしました。

1点目、「政治倫理・資質の向上」については、倫理条例の制定に向けて協議を進めることとし、条例案を作成するに当たり、倫理条例の基本的な6項目「政治倫理基準」「請負等の制限」、「資産の公開」、「住民の審査請求」、「政治倫理審査会」、「問責制度」の内、「資産の公開」を除いた5項目について盛り込むことといたしました。また、それまで、議会基本条例第22条第2項で規定していた「議員は、市から活動や運営の全てに対して補助金又は助成金の交付を受けている団体等の正副代表、理事、監事その他役員には就任しないものとする。」という条項については、政治倫理条例に移行すべきであるとの結論から、その条項を含めた政治倫理条例の条例案を確定し、令和4年第4回定例会に議員発議により提案され、原案通り可決成立いたしました。

次に2点目、「議員定数の見直し」につきましては、合併直後の定数30人から現在の22人への削減に至った経緯について確認し、さらなる削減の必要性について、各議員にアンケートを行った上で検討を行いました。その中で「人口減少は進行しているが、広大な市域を持つ本市にとって、各地区の多様な意見を反映するためには現時点で削減すべきではない」などの発言もあり、意見が拮抗し委員会として一定の方向性を得るまでに至らなかったことから、第7回の委員会で一旦は議論を打ち切ることといたしましたが、令和5年第2回定例会において、議員定数削減に向けた条例改正案が発議されたことを契機として、第12回の委員会で再検討をすることといたしました。第14回の委員会では、議員定数を22人から2人削減し、20人とする方向で意見が一致し、パブリックコメントを行った上で、令和5年第4回定例会で議員発議により改正案が上程されました。採決の結果、原案のとおり可決したことから、その後は、各委員会の人数について引き続き検討を行いました。県内の各市議会の状況などを精査した上で、常任委員会については、総務文教常任委員会7人、市民厚生常任委員会7人、経済建設常任委員会6人、一般会計予算決算常任委員会を20人といたしました。併せて、議会運営委員会、資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の定数についても検討し、議会運営委員会8人、資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会8人とする事といたしました。この後、議員発議により委員会条例の改正案が上程される運びとなっております。

次に3点目、「議会のデジタルトランスフォーメーションの推進」については、全国の地方議会で導入が進んでいるタブレット端末について検討いたしました。その結果、議案審議をはじめ、議員と議会事務局の連絡調整、リアルタイムの情報共有、ペーパーレス化によるカーボンニュートラルへの貢献など、導入による効果が有益であることから、タブレット端末を導入することといたしました。有効かつ適正な活用に資するため、「タブレット端末運用規程」を策定し、会議システムを導入した上で、令和6年第2回定例会からの運用を目指すことといたしました。

次に4点目、「議員の人材確保」につきましては、地方議会議員のなり手不足が課題となる中、都市部の議会では比較的高い報酬を背景として、専門化が進んでおりますが、逆に地方部では報酬の程度が、子育て世代の家計負担を十分に確保できない等の理由から、若手議員の立候補者が少なく、世代的なアンバランスが生じております。しかし、本市議会では、議員報酬については、議会運営委員会で所管し検討していることから、当委員会としては報酬についての検討を行わないことを確認いたしました。

そのほか、地方議員のなり手不足対策として、福利厚生面での環境整備が重要との発言があり、その方向で意見集約を図ったところです。検討の中では、「議員の健康診断への助成制度」や「立候補に関わる会社員の休暇制度の法制化」、「地方議員の厚生年金加入の法制化」について検討いたしました。

その結果、「議員の健康診断への助成制度」は県内市議会の状況について調査したところ、助成制度がある市議会は一つのみで、そちらの市議会についても一般会計からの助成ではなく、互助組織からの補填ということであり、当委員会として助成制度の創設については検討しないことといたしました。

また、「立候補に関わる会社員の休暇制度の法制化」につきましては、立候補者の環境整備としては有効であります。中小企業にとっては長期の休暇によって人材の補填が課題となることから、事業者の負担も考慮する必要があり、国へ法改正を求めることについては時期尚早とし、継続した検討の必要性を確認いたしました。

最後に、「地方議員の厚生年金への加入の法制化」につきましては、国の厚生年金加入者の範囲拡大の流れもあることから、法制化によって環境整備を図ることが効果的であるとの結論から、当委員会として「地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書」を議員発議により提出することと決定し、令和4年第4回定例会に上程され可決されました。それを受け、関係省庁へ意見書が提出されたところでございます。

以上、これまでの審議経過と結果等について概要を述べました。以上の報告をもって、議会改革調査特別委員会の最終報告といたします。

令和6年3月15日

議会改革調査特別委員会 委員長 長谷川 孝